

登園許可書（医療機関が記入）

富士川町立保育園

医師が記入した登園許可書が必要な感染症

○印	病 名	登園停止期間
1	麻疹(はしか)	解熱後、3 日を経過するまで
2	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
3	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	咽頭結膜熱(プール熱)	アデノウイルスが原因。主症状が消失した後 2 日を経過するまで
7	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
8	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
9	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

富士川町立 保育園 組 園児氏名

出席停止期間 月 日 から 月 日まで 年 月 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印

登園届(保護者が記入)

医師から登園可能と判断を受けた上で保護者が記入した登園届が必要な感染症

○印	病名	登園のめやす
1	手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
2	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間～48 時間経過していること
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢症状が治まり、普段の食事がとれること
5	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
6	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
7	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
8	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
9	インフルエンザ	発症日を 0 日とし 5 日間を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから
10	新型コロナウイルス感染症	発症日を 0 日とし 5 日間を経過し、かつ症状軽快から 24 時間経過してから

※ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、別紙（登園届）を使用してください。

富士川町立 保育園 組 園児氏名

受診した病院名

通院期間 月 日 ～ 月 日まで 登園可能と判断された日 月 日

上記のとおり相違ありません 年 月 日 保護者名

印